

特集 《パテント誌創刊 70 周年記念》

座談会

パテント誌創刊 70 周年記念 歴代編集責任者の座談会

～パテント誌の過去・現在・未来～

要 約

パテント誌は、毎号、弁理士会の委員によって編集され発行されているが、今年で 70 周年を迎えた。パテント誌の編集を現在担当しているのは、弁理士会の附属機関である広報センターの会誌編集部である。附属機関化の組織変更以前は、パテント編集委員会がパテント誌の編集を担当しており、さらにパテント編集委員会と名称変更する以前には、会誌編集委員会がパテント誌の編集を担当していた。このような背景の下、パテント誌 70 周年を記念して、10 年又は 5 年の節目に編集責任者としてパテント誌の編集に携わっていた歴代の委員長又は会誌編集部長を招いて座談会を開催した。

開催日 平成 29 年 3 月 8 日

座談会参加者

- ・三澤 正義〔第 40 巻当時（1987 年 1 月号～3 月号）の会誌委員会委員長，（業）三澤特許事務所 代表〕
 - ・稲岡 耕作〔第 50 巻当時（1997 年 1 月号～3 月号）の会誌委員会委員長，（業）あい特許事務所 社員〕
 - ・海田 浩明〔第 60 巻当時（2007 年 9 月号～12 月号）のパテント編集委員会委員長，じんざい国際特許事務所 パートナー〕
 - ・中村 恵子〔第 65 巻当時（2012 年 1 月号～3 月号）の広報センター会誌編集部 部長，平田国際特許事務所 所長〕
 - ・服部 博信〔第 70 巻現在（2017 年 1 月号～3 月号）の広報センター会誌編集部 部長，中村合同特許法律事務所 パートナー〕
- 司会：神谷 昌男〔広報センター会誌編集部 副部長〕
 オブザーバー：石原 進介〔広報センター会誌編集部 部員，第 69 巻当時（2016 年 1 月号～3 月号）の広報センター会誌編集部 部長〕

目次

1. はじめに
2. パテント誌の当時の役割
3. 当時の最先端技術やトレンド，法改正などの時代背景を汲んだ特集
4. パテント誌作りで大切にしてきたこと
5. 今のパテント誌に求めるもの
6. これからのパテント誌に期待すること

1. はじめに

神谷 皆様，本日はお忙しい中お集まりいただきまして，ありがとうございます。

私は，日本弁理士会広報センター会誌編集部の副部長をしております神谷と申します。よろしく申し上げます。

今回お集まりいただいた趣旨を，最初に私からご説明いたします。パテント誌は，1948 年，昭和 23 年に創刊されました。今年の 11 月で 70 周年になります。70 周年の節目の年を迎えて，「温故知新」ということで，過去を振り返って，これからのパテント誌を考える良い機会ではないかと考え，同様に節目の時期に編集責任者であった歴代の先生にお集まりいただき，パテント誌についての座談会を企画致しました。過去の



パテント誌をひも解き、今のパテント誌について考え、そして、未来のパテント誌について想いを馳せる座談会になればと思っています。なお、座談会にあたっては、お手元に担当当時のパテント誌を準備させていただきましたので、手に取りながらお話しただいて構いません。

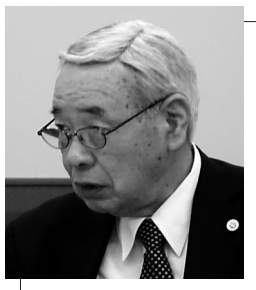
私の他に、同じグループの石原先生にサポートをいただきます。

では、まず初めに、三澤先生から、当時のパテント誌の編集体制だったりとか、当時のパテント誌の役割だったりとか、当時の状況に思いをはせていただいて、お聞かせ頂ければと思います。

三澤先生よろしくお願ひします。

2. パテント誌の当時の役割

三澤 これを見ますと、昭和 60 年に特許新庁舎が完成しているんですね。だから、旧庁舎が取り壊された後という形だと思いますけれども、その 1 年後の昭和 61 年に私が



会誌委員会の委員長をやっていることになっていますので、その新庁舎でどういう法改正とかそういうのが行われたかという、おそらくペーパーレスが始まるころではないかなと思いますので。そのペーパーレス絡みでいろいろ、一番影響を受けるのは特許、実用新案ですけども、意匠のほうも徐々にペーパーレスのほうに移っていくという形になっていると思います。

それで、もう少し中身に入ってしまったいいですか。

神谷 当時、パテント誌の編集は何人ぐらいでやっていましたか？

三澤 委員長 1 名ですね、それから副委員長が 4 名、それから委員が 20 名ぐらい、だから全部で 25 名ぐらいが会誌委員会のメンバーだと思います。それで、結局その人数がどういうふうに割り当てられたかというのは、12 カ月号の各号の編集をそれぞれ分担して行っていくというような形で、進めていったと思います。そんな記憶をしています。

神谷 やはり当時はまだまだ弁理士数も少なく、弁理士会の中の人数も少ない時代ですものね。

三澤 そうですね。私は弁理士試験に合格したのが昭

和 51 年で、その 10 年後に会誌委員会の委員長をさせていただいたという形ですけども、私の合格した当時は全国でおそらく弁理士数が 3,000 人は超えていなかったと思います。

神谷 そうですね。

三澤 大体 1 年に合格するのが 80 名ぐらいでしたが、その 10 年後の昭和 60 年前後になると 100 名は多分超えたと思いますけれども、それでも 100 名がやっとで。だから、その当時で 4,000 人まで行っていない人数だったと思います。

神谷 ありがとうございます。

それから 10 年後ということで、次、稲岡先生にちょっと当時を振り返っていただければと思います。私の手元にある統計では 3,000 名ぐらいだった時代からちょっと人数が増えて、4,000 名ぐらいになっています。

三澤 そのぐらいになっていますね。そうですね。

神谷 弁理士数はちょっと増えてきてということですが、そうすると編集体制に変化はありましたか？当時はどのような感じでされていたのでしょうか？

稲岡 編集体制は三澤先生のおっしゃられたのと同じぐらい。12 カ月分をつくらないといけないので、それぞれ担当班があって、それに見合う人数ということでした。



当時は広報センターという機関にはなっておりませんが、会誌委員会という委員会組織でした。会誌委員会は、しんどい作業が多く、人気のない委員会でした。ですから、いわゆる村組織の力を借り、委員集めをされていました。

私は、西日本に住んでいますので、若い時分は、お前、新米なんだから会誌委員をやれと言われて、何年もやりました。

当時は判例要約という作業がありました。東京高裁、東京地裁、大阪地裁等の知的財産に関する判決文が弁理士会に送られてきて山のように積んであり、これが振り分けられて、次回委員会までに要約書を作ってくる作業です。私は、判決文の要約を作る作業は勉強になったので、会誌委員会の委員になった楽しみの 1 つでした。

神谷 ありがとうございます。まだまだ弁理士の数も 4,000 人というところで、パテント誌が各弁理士をつ

なく役割も大きかった時代ではないかなと思っています。

次に、そこから 10 年たつと、弁理士の合格者数も飛躍的に伸びていきまして、6,500 人ということで、4,000 人から一気に 1,500 人も増えてきました。海田先生の時代になると、合格者も増えてきて、編集体制も変わってきたりしたのではないかという気もするのですがいかがですか？その当時を振り返って。

海田 そうですね。私のときは、ちょうど今日出席されている先生方の当時の肩書を見ると、私だけパテント編集委員会なんですね。今まで会誌、会誌と言われていた時代から、ちょうどパテント編集委員会になった時代で、会内の、要は同人誌とは言わないですけども、それなりに外に向けて出してはいたはずなんですけれども、そういうものからもっと積極的に外に出していきましょと。いろいろなところに配られていますよと。それを広報という面を意識して、弁理士をアピールしていくものにしていかなければいけないという時代だったと思います。



多分、私がパテント編集委員会の委員長として最後か、最後から 2 番目ぐらいの委員長で、次に移ったときにはもう今の形、広報センターの中に取り込まれて、単独の委員会でなくなったという、ちょうどそういう時代ですね。

私が平成 15 年合格で、ちょうど弁理士数が 5,000 真ん中ぐらいのころでした。1 年目にパテント編集委員会の平委員に入って、2 年目に副委員長になって、ちょっと 3 年目はたしか 1 年飛んで、それでいきなり委員長をやれと言われてなったんですよ。

たしか当時は副会長が樺澤聡先生、執行理事が真田有先生で、僕の出身派閥の先生方に大変ご指導いただきました。また、今日来られている石原先生も委員に入っていて、私は編集の経験がそんなになかったので随分周りに助けていただいたと記憶しています。

神谷 人気は出ましたか。

海田 そうですね。今見ると、副委員長が 6 名だったと思います。それが各月の担当をして、年に 2 回担当をするという、半年に 1 回回ってきますよということでした。その下に 4 名から 3 名ぐらい委員がいたの

で、全体で 30 名ぐらいですね。なので、あまり人数的には変わらないかと。ちょっと我々のときはそんなに人気がない感じでもなかったもので、ちょっと増えていた感じがします。

ちょうどそういう変わり目の時代だったので、随分いろいろなことを私の前後を含めてやって、いろいろな批判も受けましたし、いろいろな叱咤激励を受けて、委員長としてはかなりつらいときもあったような記憶がすごくあります。また、よく覚えているのは、表紙が変わったことですかね。

神谷 あ、表紙変わったんですね。

海田 おそらくずっとパテント誌って同じ表紙だったんです。私が合格するときぐらいまで。で、ここで変えているんですよ。変わるのはあるんですかね。

稲岡 2 年に 1 回デザインを変えるのが定例だったと思います。

海田 そうですか。僕が合格して、その 4 年間ぐらいずっと変わっていなかったのかな。

稲岡 海田先生のときは、A4 判なんです。我々のときはまだ B5 判です。

三澤 この大きさ。

海田 大きさも違うんですね。

海田 実は僕のときは多分、前の年にこのクリーム色にして、僕の時にグレーにしているんですよ。その後、多分、今の変わってずっと来ていたような記憶があって、ちょっところころ変えた時代なんですね。

その時はなぜか表紙をいろいろ変えて、見ばえのいいものにしてもっと外に出すんだからアピールしよう、普通の雑誌のような感じにしましょと。会内の会誌ではないんだよみたいな意見が多くて、変えた途端にかなり怒られたという。

神谷 なんて怒られるんですか？

海田 並びとか、いろいろデザインで、パテント誌って背表紙もそろっていたりするんですよ。

神谷 そうなんですか。

海田 それをいきなり変えちゃったものだから、なぜ変わるんだという問い合わせがすごく殺到したりしましたね。あと、やはりイメージがあるので、これパテント誌なの？ という感じで、慣れないときはそういう感じでしたね。

それから、中央知財研の別冊化というのを僕の時にやっているんですよ。今はもう当たり前のように 1 月から 12 月まで以外に別冊ということになりますけれ

ども、昔は何かこう、刷ったような感じの、こんなきれいな感じではなかったと思うんですよ。

海田 それを中央知財研のところに行って、向こうからも申し出があって、別冊化してきれいに別冊パテント誌として出したいというご要望があって、そのときのやはり予算取りもしていなかったりしたので、いろいろなところを調整して、何とか一発目を出したと。それがずっと今続いているので、それはよかったなと思って、そこはみんなからも喜んでいただきました。

それから、結構それまでは記事を集めるのがほんとうに大変だった委員会で、大変なので人気がないというイメージでした。ちょうど僕のころ、投稿記事が大量にたまって、逆に、いつになったら載るんだぐらいの。

神谷 そうなんですか。

海田 すごく原稿が集まって、査読の量もすごかった感じで覚えています。編集委員の人にはすごく頑張っていたいただいて、今もやっていますけれども毎月特集を組んで、いろいろなところへ行って、例えば東大のほうに行ってみたり、山口県のほうにも行きましたかね。何かいろいろなところに出ていって、いろいろ特集記事を集めて。ちょうど TLO ができたり、知財がすごく動いていた時代で、弁理士の数も増えていて、弁理士という資格自体の性格というか、多分、僕以前の先生と以後の先生、大分違うと言うんですかね。で、企業の方もどんどん増えていく時代だったと思うので、そういう形でいろいろな特集を組んだり外に出ていったりして記事をとっていたという感じです。ただ、あまりにも記事が集まり過ぎて今度はたまっていたので、1 回か 2 回は特集なしでそれを処理しないと、もう回らないようなときもありました。

あと、依頼広告とかも、細かいことですが、結構多くなって、今まで来ていないようなところからも広告依頼が来て、これを載せていいのかというのをすごい議論しながら、もう断ったり、じゃ、これはいいだろうとか、このときは翻訳会社とかいろいろな関連の企業から、パテント誌と全く関係ないような不動産屋さんとか、そういう多分オフィスの賃貸とかを狙っているのでしょうか、そういうところからもいろいろ来ていたなという記憶があります。

仕事としては、特集の編集とか、編集後記とか、判決要約とか、あとは書籍の紹介ですね。結構、判決要約で勉強になるという先生もおられましたし、書籍の

紹介も 1 冊全てを読まないと書けないのですけれども、結構若い先生が僕のとときは多くて積極的に読んでいただいて、それがためになるという感じでやっていましたね。

なので、結構記事もたくさんあったので、もしかしたら採用する基準ももしかしたら厳しかったかもしなくて、それによってかなりたたかれたりしたときはありましたね。載らない、なぜ載らないんだとかですね。そういうこともありましたね。お断りすることも結構多かった時代だったと思います。

あと、なぜかこの弁理士会の部屋がとれなくて、秋葉原のダイビルに昔関東支部の支部室があって、きれいな広い会議室があったのですけれども、しょっちゅう秋葉原で委員会を開いていました。委員会を開催して、その後飲んで帰るとというのが定番になっていたような思い出があります。

石原 開催場所を当日間違っちゃう人とかもいらっしたりしましたね。

海田 そうですね。いましたね。あれ、今日どっちなんだって。編集で担当なのに来ていないとか。で、こっちに



来ちゃったみたいなのがありましたね。そんな感じで、結構激動な、変わり目の時代だったんですけれども、私自身があまりわかっていないからできたのかもしれないですけれども、結構楽しく編集をしていたという記憶があります。

石原 弁理士試験の解答例を載せていた時代があったと思うんですけれども、あれは海田先生よりも前の時代でしょうか。それとも稲岡先生の時代でしょうか。

稲岡 私のときは、載っていなかったですね。それよりももっと以前だと思います。

三澤 今、確認したところ、「昭和 62 年度弁理士試験本試験参考解答」という記事が載っています。

稲岡 問題だけは載せていましたね。多肢選択問題は配られていなかったですけれども、論文試験の問題は特許庁が発表していましたから。その模範解答的なものを一時載せていたこともあるのですが…。

三澤 多分まずい問題があったんですよ。

稲岡 模範解答を載せると何か問題がありますか？

三澤 文句を言いに行く人がいるからね。

石原 海田先生のころはもう問題も載せていないです

よね。

海田 僕らの時はないです。おそらくもうネットで上がるし、予備校も増えて、そうですね、僕ぐらいまでがちょうど私ゼミで勉強した人が多く、以降もあるでしょうけれども、それ以降、結構予備校の人が勉強して合格するということが多くなったと思いますのであまり必要性が無くなったのだと思います。

稲岡 発明協会で問題集のようなものは別途出していましたから、パテント誌がそれをあえて出す必要はないだろうということだったと思います。

神谷 ありがとうございます。

海田先生の時代から知財ブームというものが、ちょうど始まったと言う感じでしょうか。その真っただ中において、引き続き弁理士試験合格者も増えてきて、弁理士数が1万人を超えてきました。今度は企業内弁理士も増えてきたりとか、知財コンサルをやる人も出てきたりとか、ダブル資格を持つ人が出てきたりというふうに、知財ブームから多様化の時代になってきたのかなと思います。その5年後の中村先生の時代になるわけですが、当時の編集体制はどうですか。

中村 私は64巻から65巻にかけて担当でしたが、当時は、広報センターの下に会誌編集部がありました。事務局の担当の方が1名で、広報センターの会誌編集部の中に4人の班が6つあるという状況だったと思います。



ご指摘のとおり、この頃から、弁護士、弁理士の投稿原稿が非常に増えましたが、一方で、査読結果で返却や修正をお願いするとトラブルになることが増えてきました。宣伝ではないが自分の担当した事件の判例解説を載せたいという方も多く、今も問題が続いています。このような座談会や講演原稿が問題になることも多く、悩ましいところでした。

ただ、自分にとって一番大きかったのは、2011年に当たっていたので、東日本大震災の影響でした。自分自身の仕事も忙しい、依頼者様も大変な状況で、会誌編集部の部会を開けるのだろうか、雑誌の編集ができるのだろうかという心配が非常にあった年です。

さらに、米国特許法の改正や、平成23年法改正があって、特集のネタには困らなかったのですが、査読作業が大変だった記憶があります。

神谷 いまは新聞や雑誌などマスコミに知財の話題が取り上げられることも多くなってきました。おそらく知財が世間に浸透してきて、だんだん周りで身近になってきた時代なのかなと思います。そこで、現在のパテント誌になる訳ですが、服部会誌編集部長、今はいかがですか。

服部 そうですね、中村先生の時代から5年しかたっていないので、ほぼ同じような体制が引き継がれておりまして、広報センターの中の1つの部門としての働きが会誌編集部ということになっています。



人数的にも同じように、4人のグループ×6グループで24人から25人という体制が定着しつつあります。私は部長ではあるのですが、もうあと2人、広報センターの副センター長が同席されまして、この方々が私の編集作業のサポートをしていただけます。お目付役的ではありますが、もともとその編集作業をやっている人にもいますし、広報センターのメインと我々をつないでくれるような役割をしつつも、編集作業にどんどんかかわってきてくれて、よりよいパテント誌を出しましょうという体制ができているかなという気がします。

ですので、委員長の皆さんはもちろんトップでやられていたと思うのですが、私は何となく3番目というイメージで、心強い親が2人いる中で編集作業をやっているという形になっています。

私の時代は、今度は特許の件数がどんどん減ってきたりしてしまっていて、なかなか弁理士も食えなくなってくる時代だということで、もっとパテント誌を通じて広報をしよう、そんな流れになってきている時代なのかなと思っています。ですので、記事の内容も、弁理士ってこんなこともできるよ、将来こんなものも仕事になっていくよ、こんな仕事やってみたらどうですか、さらには弁理士以外の読者の方にも弁理士はそういう仕事ができるんですよ、というものが増えてきているのかなという気がいたします。

いろいろトラブルが多かったという中村先生のお話なのですが、それは私の時代も引き継いでいまして、そういうトラブルの中で、2人の親的な存在の副センター長の方々にサポートしていただきながら、何とか

パテント誌をつくっているという状況です。

3. 当時の最先端技術やトレンド、法改正などの時代背景を汲んだ特集

神谷 ありがとうございます。それぞれの編集長の時代の編集体制が比較できて、流れが見えて、非常におもしろいなと思います。

三澤 先ほど言い忘れたのですが、中村先生の時代には記事が多過ぎて大変だって、海田先生もそうでしたよね、記事がすごく多くてどうしようかって。我々のころは記事がなくて、おそらくこれは、このころのページで 101 ページかな、私が委員長になる前あたりはそれより少なかったんですよ。80 ページとか、そのくらいしかなくて。あまり会員にインパクトを与えるような内容ではなくて、ほんとうにニュース的な存在みたいな記事ぐらいしかないの、だんだん会員に飽きられてきているという時代だったんですね。

それで、私が委員長をやる前の委員長あたりから言われたのだと思いますけれども、何とか記事を集める算段を考えていただきたいということを言われて、それで当時のこれを見てわかると思いますけれども、各企業に行ってインタビューをするという、企業特許セクショントップに聞く、というのを始めたんですよ。それでグループを組んでね。あなたはここの会社に行ってください。あなたはここと、4 人ぐらいずつ行ってくださいということで、5 カ所か 6 カ所ぐらい行ってもらって、その 1 カ所ずつ特集で載せて、企業名は明かさなくてほしいと言われているので、ABCDE でやっているんですけどもね。

それが 1 回当たり 20 ページぐらいになるんですかね。そのインタビュー記事だけで稼ぐようにするという形をとって、それだけではまだ足りないの、そのネタがなくなる時期が来るだろうというようなことがあったので、意匠についての意匠特集号のときに座談会を開いて、ここで各企業の、当時だったら特許課長、意匠課長とかいうような人たちと、それから特許庁の意匠の審査官の方とか、そういう人と呼んで、インタビュー記事と言いますか、座談会記事をつくりまして、これもやはり 20 ページぐらいにしたんですね。

そんなようなことで、とにかく誌面を厚くしなければいけないよという要請で、その記事を集めるのにもすごい苦勞をして、要するに、こんな記事、廃棄しようとかそんなことは一切できなくて、もうどんな記

事でも入れなければいけないような状況だったと。そういう苦勞がありました。

神谷 その中で、当時すごく印象に残っている法改正だったり、技術だったりとか、特集だったりとかありますか。

三澤 うん、やはりペーパーレスが始まりましたので、それをどういうふうに対処していますか、ということをお手伝いする弁理士としてどういうことをやってくれる弁理士が好ましいと思いますか、というような、要するに我々が聞くわけですから、企業さんから見てどういう弁理士になってほしいというふうにお考えですか、ということを引き出すためにやったという記憶がありますね。

稲岡 記事が少なく、定期的いきちんと増やそうと、知的財産権誌上研究発表会を作りました。発表会の号を特集として一月それに充てる。また、質疑応答編を 8 月号ぐらいでやれば、誌面の半分以上は割けるだろう。これによって 12 冊のうちの 2 冊は記事が確保できるだろうという企画でした。

それ以前は、委員が知り合いから集めてくることが多く、ばらばらに記事が集まっていた状況です。ですから当時のパテント誌は、論文雑誌としては 1.5 流かな。ライバル誌、これは私が勝手に思っていたのかもしれないけれども、特許管理（現在は「知財管理」）は論文だけの雑誌ではなくて、半分は JPAA ジャーナル的な記事ですが、立派な論文が多く掲載されていて、当時は、弁理士も知財に関わっている弁護士も、論文を書くのだったら特許管理に書きたいね、と思っている人が多かったと思っています。

当時は年に 1 度、特許管理の編集部と会誌委員会との懇親会があって、編集の裏話や苦勞話、どういうふうの記事を集めているのか、そういう意見交換会をしました。

その後、皆さんの努力でパテント誌の質も知名度も上がってきて、投稿原稿が増えてきたのだと思います。しかし、投稿原稿は玉石混淆で、編集委員は査読に時間をとられるという別の苦勞が増えたのでしょね。

神谷 稲岡先生は、すごく印象に残っている特集とあってありますか？

稲岡 自分の担当で印象に残っているのは、三宅正雄元高裁判事の記事です。三宅先生が裁判所を退官され

た後、この近くで三宅知的財産研究所を開設されました。三宅先生に民事訴訟法の改正に合わせて執筆をお願いに行きました。三宅先生の写真、三宅先生が一番最初に書かれた民事訴訟法解説の古い本をカメラに収め、論説中に挿入させて頂きました。ところが三宅先生がおっしゃるには、法律を引用する論文は横書きにはなじまないから、僕は投稿してもいいけれども縦書きでなかったらいやだ、とおっしゃったので縦書きで掲載しました。

三澤 それで縦書きになったのか。

稲岡 はい、縦書きです。そこはもう譲れないとおっしゃられて。三宅先生は元高裁判事という雲の上の人ですから、おっしゃるとおりに何でもしますから、ぜひともパテント誌に書いてくださいとお願いしました。

神谷 昔の方の一本気なところと言うか、譲れないところと言うのが見えますね。ところで、今だと、オリンピックと知財だったり、震災復興と知財だったり、いろいろなジャンルの特集があります。1995年に阪神淡路大震災があったりしましたが、三澤先生と稲岡先生の時代は知財と異分野が絡んだ特集というのはいりませんでしたか？

三澤 そうですね。この当時のちょっと変わったところと言えば、あれがあったね。

神谷 先ほどの試験問題とかも、その当時らしいかなという。

三澤 試験問題は、問題と、それから模範解答と、それから翌年になると、その試験問題に対する意見なんて書く人がいてね。この問題はよくないとかね。そんなのがありました。

それと別に、ナウと言いますか、さっき見ていた、ああ、こんな新しい記事をやっていたんだな、というのがあったので。

神谷 逆に、今になくて、以前にあったおもしろい特集はありますか？

三澤 いや、現代的なものです。ああ、コンピュータープログラムに関する発明について延々と、関西ソフトウェア研究会というところが。

稲岡 すみません。私が所属していた研究会です。

三澤 毎回毎回、その発表をしているんです。だから、そのころコンピュータープログラムの発明云々なんていうのは、それほどナウというか、あれではなかったんですけれどもね。あ、逆にナウだったのか

ね、あの当時はね。そんなのを、ずっと毎月毎月、関西ソフトウェア研究会はやっていましたね。

稲岡 はしりのころだったので、関西特許研究会でアメリカの判決やヨーロッパの判決を訳して、勉強会をしていました。その成果を発表する場所としてパテント誌を選び、体系的にソフトウェア発明の記事を載せたいという意図で投稿させてもらいました。当時は投稿記事も少ないですから、いつも載せてもらっていました。

三澤 もともと載っかっているのです。

神谷 反響はいかがでしたか。何か反応はありましたか。

稲岡 反響はそんなになかったです。

三澤 反響の記事は特になかったけれども、それを楽しみにしているという会員は結構いましたね。

三澤 あと、私の時には、意匠審査がおそらくアメリカだとかヨーロッパからたたかれたんだと思うのですが、日本が遅過ぎるという問題があって、この時に、条約か何かを結ぶ予定だった時期なのかもしれませんが、とにかくできるだけ登録を早める、審査を迅速化するようにしなければいけないという通達があったらしくて、それに関する特集が結構この時はありましたね。

神谷 当時の誌面を見ると特許庁との結びつきが結構大きいのかなという気がするんですよね。

三澤 そうですね。

稲岡 樺澤襄先生が会長をされていた時に、特許法改正絡みで、弁護士の先生が特許庁行政を批判する論文を書かれました。それを載せるの載せないの、委員会で大いにもめ、会長の意見を窺うことにしました。会長は政治的な判断としては載せないほうが良いが、載せたいなら載せなさい、責任は全部私がとる、と言って帰られました。その後委員会で検討し、特許庁批判の記事は、このタイミングでは載せるべきではないと結論し、3カ月ほどずらして載せました。あの時の樺澤会長には感謝しています。

神谷 いろいろとあるんですね。

稲岡 パテント誌に政治的な判断が働いて、載せる載せないというのはあまりよろしくないのだろうと思いますけれども、パテント誌は弁理士会の顔ですから、場合によっては会長のご判断を仰ぐべきと思います。

三澤 規程はその時できていなかったの。掲載、今ありますよね、誹謗中傷とか何か、載せませんかって

ありますよね、それはなかったの。

稲岡 誹謗中傷をしているわけではないんですよ。

三澤 事実を言っているの？

稲岡 事実を言っていて、これは技術的範囲に属しませんと言っているのか、属すると言っているのかみたいな、そういう見解の違い的なところはありますからね。特に論調がきつい場合、その部分だけを直してくださいとお願いしても、なぜそれを直さないといけななのだといわれます。

神谷 ありがとうございます。今も大変だということですね。

稲岡 もう1つ記憶に残っている記事があります。菅直人さんがまだ総理になられる前に、衆議院議員会館にインタビューに行ったんです。

稲岡 特集として「政治家として、財界人として、また文化人として」というインタビュー記事を掲載しました。記事の最後に、私が「適当にやろうと思えばやれるのになぜそんなにしんどい思いをして頑張られるの？インタビューの途中で感じました。座右の銘を尋ねて納得するとともに、この人なら日本の将来を託してもいいなと感じました。」と個人の感想を載せました。後々総理大臣になられたので、私は先見の明があったのかな？（笑）

神谷 海田先生の時代はもう原稿が言わなくても来る時代ということですが、印象に残っている特集はありますか？

海田 先ほどちらっと出た、僕の前ぐらいまではその知財協と懇親会をやっていたことは記憶しています。

神谷 そうなんですね。

海田 委員の時とか。ちょうど僕の前ぐらいからなくなって、常に中でとにかくたくさん集まる記事をどうするかという感じでしたね。でも、それでもやはり僕の時代は多分外に向けてもうちょっとアピールしましょうと。それが今どんどん、さらに発展してということになっていると思うのですけれども、ちょうどはしりのところで、やはり特集記事を見ると、ベンチャー支援とか、あと弁理士と大学とか、TLO だったり、あと支部ですね、各支部とか、各自治体からデータをいろいろ上げてもらって、ちょうど弁理士がいない県があるのでそれはまずいみたいな時代になりつつあったころだったような気がして、結構地方とか、こちらからなるべく出て行って、出向いて行って何か記事をとるとかっていうのもやっていましたね。そんな時代

だったような気がします。TLO の知財管理と弁理士とかですね。結構地方にもその大学に資格を取った人がいて、その人が TLO を担当しているとか、という人がいたりしたので、そうですね、いろいろなところに行った記憶がありますね。そんなことをしていましたね。

神谷 TLO ブームというか。たくさん TLO ができましたましたものね。

海田 そうですね。ちょうどそれがはしりで、国立大学の中で頑張っているところというのが、例えば電通大だったり、あと山口大だったり、ちょうど僕の田舎が山口なので山口に行って、山口大学の土木学科の先生に会って TLO の話を聞くとか、そういうのもやったりしましたね。とにかくこちらから出て行って、弁理士というのをまずいろいろな人に知ってもらおうというような意識が強い時代と、あと新しい飯のタネを探しましょうというような感じで、ベンチャー支援だったり。どちらかという、まだまだ上から目線と言ったら変ですけども、まだせっぱ詰まっていない状態な感じで、新しい仕事を何か生み出さなければみたいな感じではなくて、もっと弁理士を知っていただいてという感じだったような記憶がありますね。

神谷 ありがとうございます。中村先生は先ほど震災復興の特集というお話がありましたけれども、他に記憶に残っている特集はありますか？

中村 震災の件では、2011 年、2012 年のころはまだ生々しくて手がつかなかったのですが、2015 年になってから、4 年目ということで震災復興の特集をさせていただきました。実際に震災でご家族もご本人も被害に遭われた先生から原稿を戴き、福島大学内の弁理士の方からも原稿を戴きました。私もそれがご縁で福島大学に一度お伺いしたのですが、学生の皆さんが向学心に燃えているところや、教員の方々が学生さんたちの健康や安全を気遣って努力されているところを目の当たりにして、その点で非常によい特集だったと思っています。

また、インタビューや座談会では、新旧会長の対談形式のインタビュー、任期付審査官だった弁理士の方の座談会、和歌山県の鳥精機製作所の企業訪問、職務発明訴訟で中村修二教授の代理人をされていた升永弁理士インタビューもありました。普通ではお会いできない方にお話を聞くことができるので、部員として活動するのは非常に楽しいと思います。部長は結構大変

ですが・・・。

神谷 困ったときは、訪問とインタビューというのが……。流れとしてはありますね。

中村 そうですね。

神谷 服部先生は印象に残っている特集はありますか？最近だと、IoT だったりとか、AI だったりとか、いろいろ新しい概念が出てきて、そこと知財との絡み、いわゆる学際という領域が多くなってきているのではないかなという気がするのですが。

服部 そうですね。テーマからすると非常にバラエティーに富んだテーマを副部長の皆さんが集めてきてくださいます。例えば人工知能とか、あと高齢化社会を支える技術について特集しましょうとか、そういった形のいろいろなバラエティーに富んだ記事が集まるようになったと思います。

一方で、歴代の委員長の方々が非常に努力をされて、ほんとうに論文が集まるようになったと感じます。そして、次にしなければいけないのは、その論文の質をどうするかということで、先ほどもご意見ありましたけれども、立派な論文を出したいという目標のもとで記事を精査するようになってきました。2 年前の誌上研究発表会などは、ちょうど 20 年目の節目の年だったもので、集まってきた論文の 6 割から 7 割ぐらいは採用しましょう、あとは申しわけないけれども不採用ですという形で、いい論文を載せようというやり方をさせていただきました。

もう 1 つは、最近多いのは、弁理士会の委員会からの投稿が多くて、しかも特集を組んでくれというお願いが多いんですね。特集は組むのはやぶさかではないのですけれども、決定権は編集部にあり、かつ、記事の内容はきちんと見ますよというスタンスは保持したいのです。委員会から記事が集まってきて、そのまま載せてくれと言われても、例えば、30 ページ、40 ページという長い論文はやはり載せられない。内容がないもの、単に判例を列挙しただけでは載せられない。そんな立場でほかの雑誌にも引けをとらないような、内容のいいものを出したいなということを今日指しています。

4. パテント誌作りで大切にしてきたこと

神谷 ありがとうございます。

ちょうど次の話題に行きたいなと思っていたところの転換点で、非常に助かります。今度は、パテント誌

づくりで大切にしてきたことということをお聞きしたいと思います。やはり、弁理士がつくる雑誌ということで、先ほど服部先生からクオリティーを重視していくというところが大事ではないかという発言がございました。

中村先生は、いかがですか。パテント誌作りで大切にしてきたことはありますか。

中村 大切にしてきたことは、私のときは公平性ですね。

神谷 公平性。

中村 原稿の質は、研究者の方の投稿も増えて、非常によくなってきています。しかし、パテント誌は法律系雑誌で、しかも弁理士会の会報なので、例えば、当事者系の事件では、どちらかに肩入れするような記事にならないように一番気を付けていました。

神谷 そこは編集するときの、弁理士としての冷静な視点というのが求められる。

中村 そうですね。はい。

神谷 ありがとうございます。

海田先生、いかがですか。パテント誌作りで大切にしていたことはありますか？

海田 私のころは、会誌から、もう論文雑誌、論文誌へちょっとレベルをアップする、今すごく編集のレベルも上がっていると思うのですけれども、そういう切りかえの段階で、中央知財研の論文の別冊も出したというところで、やっている時は、つくっている最初のころはそんなに感じていなかったのですけれども、実はすごく注目されていて細かいところまで見られているというのが、委員長をやっていて後半わかったんですよ。やはり、反響もあるし、批判もどんどん来るし、これ載せてくれてありがとう、とかっていうのがわざわざ来るわけですよ。すごく注目されているんだなとその当時は思っていました。

あと、ちょうど知財系の雑誌が売られ始めた時代でもあるんですね。

神谷 そうですね。知財を取り扱う雑誌がいろいろ出てきたりしましたね。

海田 本屋にそういうのが出てきていて、それを手にとって買っている人もいた時に、そのパテント誌の存在意義みたいところをすごく言われて、レベルアップもそうですし、だけど僕らのころ、会誌としての会内の会員がお金を払ってつくっているの、やはり会員に対するサービスという意識も残しながら、でも論

文誌というレベルアップもしていきたいと。ライバルの特許管理があったり、ちょうど世の中には何か知財系の雑誌が売られだしたりという時代だったので、それを意識しなければいけなかったというところがあったので、やはりすごく注目をされているんだなど。

一度、知財高裁を訪問して知財高裁の所長さんとお話をさせていただいた時に、やはりパテント誌はちゃんと見ておられたことがあったので。

神谷 そうなんですな。

海田 ああ、ちゃんと見ているんだと、変なこと載せられないなど。編集後記で変なこと書いちゃったかなみたいな、ふざけたこと書けないなみたいなことを気づかされた、ちょうど委員長をやっている 1 年だったんですよね。

だから、そういうところで、みんなにも見られているよと。その中でパテント誌ってどんな雑誌にしなければいけないのかというのを、ちょうど、それを周りからも求められたし、みんな意識しながら日々つくっていったような記憶があります。

神谷 外部の読者の目もあると。

海田 そうですね、外の目と言うんですかね。それを意識し出した。

神谷 そして、記事のクオリティーだったりとか、いろいろなことを考え始めたりとか。

海田 そうですね、それも上げなければいけないなど。編集基準って結構、先ほども稲岡先生が言われていたように、曖昧につくられていて、編集委員の判断でばっさり載せないって判断もできるし、載せるって判断もできるような条項になっていた記憶があるんです。僕らの時は。自分がって、これで、もう全部載せないって判断できる、載せるって判断もできるという。

だから、すごく編集委員もちょっとプレッシャーを、責任を受けると感じるころだったので、外の目、内側の目というのを意識しながら、どんな雑誌づくりをすればいいのかな、でも、僕らはプロではないので、何か限界があるなどというのをちょっと感じながらやっていたというところで、どこまでできるんだろうというようなのを、ちょっと最後まで答えは出なかったかもしれないですけども。

でも、ちょうどレベルアップする、もともとはもちろんその誌上研究発表会があったり、いろいろな記事を集める工夫をされていて、それはもちろん僕らの時

も残っていて、やっていたのですけれども、何か常に目にさらされる、図書館に入るみたいなところで、どうやってつくってあげればいいのかなんて、ちょうど弁理士という資格制度と言うか、環境も激変している中で試行錯誤していったという。僕の場合は、やはり外の目というのをすごく意識した編集をしていたような気はします。

神谷 ありがとうございます。

それでは、稲岡先生、どうですか。先ほど記事を集めるのに苦労したという話がありましたが、集めた記事の中でもやはり大切にしてきたことというのはあるんじゃないかなと思います。

稲岡 パテント誌は、いわゆる第三種郵便物に認可されている。見開き 4 ページを単位にして広告を載せ、ある程度の収入を得ている。以前は広告掲載基準が緩やかで、意匠写真を賜りますとか、函面を請け負いますとか、翻訳をやりますよとか、弁理士業務に関連する事務的な業務を行ってもらえる外注先の広告が多かった。

ところが、パテント誌が弁理士会の公的な機関誌としての色が濃くなってくると、広告を載せている業者は、弁理士会お墨つきの業者で、ここに頼んだら安心だよ、というふうに見られかねないので、広告掲載基準も見直さないといけないという話がでてきました。

神谷 会員向けでありながら、少し公的な側面もあるので、その間で雑誌作りに悩むことがある。

稲岡 はい。

神谷 三澤先生、いかがですか。三澤先生の時代は雑誌が 80 ページとおっしゃっていましたが、つくっている時に大切にしてきたことはありますか？先ほどの稲岡先生よりは、広告もそんなに入っていない時代ですよね。

三澤 うん。今、稲岡先生の話聞いて、広告のほうをちょっとばらばらとめくってみましたら、ワープロやりますなんていうのが入ってしましてね。それから、翻訳がないんですよ。外国函面印刷とか、そういう広告が入っているんですけども、特許翻訳やりますというのが一切入っていません。それから、特殊なのは、BRANDY 持っています、それから、パトリスの検索をします、というが入っている。

というのは、要するにこの段階では、昭和 61 年ごろというのは、ようやくオンラインにするためにワーブ

口で文章を作るというような方向でやっていたのと、それから特許情報などは IPDL なんかはなくて、BRANDY とパトリスに入って、そちらのほうでやってもらうというような感じなんですよ。

ということは、パテント誌の記事も最低限、特許庁から発信されるニュース、それから当然、我々がやっている特許出願の内容だとか、意匠だとか、商標の内容について情報を提供してくれるところにアクセスして、入手しなければいけないから、常にそういう仕事に役立つ生の情報を欲しがっている人ばかりなわけですね。だから、たとえ 80 ページでもそういうニュースをちゃんと入れておいてあげればよかったんです。それで読者は多分満足していたんだと思うんですよ。

ところが、今はもう自分で IPDL で検索、今、J-PlatPat ですけれども、それで何度も見られますしね。それから商標も全部見られますね。だから、そういう情報なんか特に要らないよ。それよりももっとおもしろい記事を読みたいよ。別の意味での役に立つ記事を読みたいよ。という方向で論文をあさっている人が多いんじゃないかなと思うんです。だから、自然とそんな 80 ページ以内におさまる記事ではなくて、やはり全体で 150 ページぐらいになるくらいものじゃないと、パテントとしての意味ないんじゃないの、という印象を持っている人が多いんじゃないかなという気がしました。

神谷 当時は有用性だったりとか、速報性だったりとかが大事だった

三澤 そう、有用性、ニュースさえちゃんと入れてあげればそれでいいよと言ってくれたんだと思います。

5. 今のパテント誌に求めるもの

神谷 なるほど。ありがとうございます。その時代、その時代でパテント誌作りで大切にしてきたことが見えてきたと思います。皆さん重複しつつも、時代によってちょっとずつ違う側面があるのかなという気がします。

ここからは、今のパテント誌に求めるもの、ということで現代にちょっと話を移したいと思います。

今のパテント誌に求めるものということで、海田先生は、今のパテント誌をごらんになっていて感想とかございますか？

海田 毎月来るっていうのが、すごいことなんだろう

など。こう続いて 70 年じゃないですか。次の 70 年も続いているといいなって思います。

神谷 今のパテント誌をご覧になってどうですか。ご自身の担当から 20 年ぐらいたってみて。

海田 特集をやってすごく今言われているように新しいものが入っていたりするし、今の世の中って知識を持っていることとか、データを持っていることが強みではなくなっているじゃないですか。何でも検索できちゃうので。昔、資格業というのは多分その情報が価値をもっていて、僕らの仕事ってすごく難しくなっている気がするんですよ。単なる条文だったり、ルールだったり、何か法改正の情報を提供すると言っても、どこでもネットを引けば出てくるわけで、お客さんはみんな知っているわけですよ。

普通の当たり前の表面的なものだと満足しなくなっている。その奥にある実務上の何かとか、プラスアルファ、ほんとうはどうなのかとかいうところが求められていて、それに合わせてこういう情報誌というのはレベルアップしていかないと、おもしろくないとか、価値がないと言われてしまうという。すごく難しくなっている時代になってしまったのかなと。

その中で、やはり雑誌が続くというのは、興味のあるものを提供し続けるということで、それはすごく大変なことなのだけれども、ここまでずっと続くということはおそらくその弁理士という資格が続いているということだと思うので、継続するということ。

今、お話を聞いていると、やはりちょっとずつ変えたり、進歩、発展していったらいいじゃないですか。発明のように。なので、それを継続していくというのが大事なかなって思いますね。

海田 やはり、興味のあるテーマだと、ぱっととって見るじゃないですか。あまり関係ないところだと見なかつたりしますけれども、やはりいろいろな、多様性が求められる時代なので、その中で何か思い出したときにぱっと取り出して使えるというのはパテント誌だと思うので、そういう意味で、今まで大変で、ずっと携わってきた人がつくり上げてきたものが今そこにあるので、それをさらに続けて発展させていくということ、期待したいと、そんな感じがしました。

神谷 ありがとうございます。中村先生は今のパテント誌を見ていかかですか？

中村 現在のパテント誌の特集原稿では、弁理士の執筆者が少なくなってきていますが、その分、弁理士に

期待することや、その分野の打ち明け話を書いてくださる執筆者の方も多いです。ひとりよがりにならずに済むという点で、執筆者のバラエティーが増えたことは逆によかったのではないかと思っています。

神谷 ありがとうございます。稲岡先生、いかがですか。今のパテント誌を見ていて、求めるものとかありますか？

稲岡 パテント誌は、定価があって、一般にも販売されていますが、採算が取れている雑誌ではなくて、弁理士会費の一部を用いて作られている。だからずっと続いているのであり、売れているからずっと続いているわけではない。そういう雑誌です。

だから、弁理士会の方針を受けて、我々は編集をしていかないといけない。その時代のニーズにあって、読者つまり会員が読んで、役に立つねとか、おもしろいねと思うものをつくっていくというのが目標かなと思っています。

個人的に思うのは、最近では弁護士さんで知財をやっている方の投稿原稿が多い。

神谷 多いですね。

服部 多いね。

稲岡 パテント誌は弁理士会の雑誌なので、できれば弁護士さんの投稿原稿はあまり載せたくない。

三澤 それ、ちょっと異論があるんだよ。弁理士もちゃんと持っているんですよ。弁護士・弁理士なんです。

稲岡 はい。

三澤 だから、一応弁理士として投稿しているのだと思うんですよ。

稲岡 先生のおっしゃっているのは理解できる。しかし、弁理士でない弁護士の投稿が多いのです。

三澤 あ、弁護士だけの人がいるの？あ、そう。それは知らなかったな。

稲岡 パテント誌にわざわざ。それだけパテント誌が格調高いからということかもしれませんけれども。編集委員としては、弁理士がパテント誌を作っているのだから、筆者は弁理士であってほしいと思いますね。委員会にかかわっていない会員の弁理士に、この雑誌をつくるのはあなたですよ、しっかりといい原稿を投稿してね、という方向でやっていきたいと思っています。

神谷 私もパテント誌に携わるまではあまり真剣に読んだことがなくて、投稿しようという気もあまりなかったのですが、今日、みなさんのお話を伺って

て、パテント誌は非常に信用力もあるし、対外発信力もあるし、弁理士がちゃんと編集しているクオリティーの高いものだと感じました。この気づきを弁理士の皆さんに広めて、共有していきたいなという思いが、すごく感じますね。

稲岡 今はホームページでバックナンバーが保存されていますね。広報センターがバックアップしてきちんと保存してくれることは非常にありがたい。

例えばダブルトラック問題で昔いい記事を読んだ覚えがあり、弁理士会のホームページからいろいろ探して、結局そのダブルトラック問題の論文が出てくる。紙の媒体としてのパテント誌に加えて、ホームページに、2次的、3次的なデータベースを残しておいていただきたいと思います。

神谷 ありがとうございます。

三澤先生、いかがですか。今のパテント誌に求めるもの。

三澤 欲を言えばね、内容的には私はいいと思うんですよね。ちゃんと見て、非常に参考になる内容になっていると思うのですけれども、私も去年投稿して入れてもらったんですが、ナウな事件についてやったつもりなので、投稿して4カ月後に載りますと。4か月たったんじゃ、もうナウじゃなくなっちゃうからあまり意味ないなと思いながらも入れていただいたのですけれども。

そんなようなのが例えば一昨年前に出たミーンズ・プラス・ファンクション判決とかね、これはアメリカですけれども、日本では、昨年プロダクト・バイ・プロセス判決の記事が載るのですが、判決が出て、要するに今言ったように4カ月から5か月後によくパテントに載るんですよ。今さらこれを見てもというのがあるので、それを何とか順序を少しね、これはもう非常に注目を集める内容のものがあるというのは、例えば1カ月後に載せるぐらいの形で順序をずらすような形をとってもらえると、読者としても楽しみながら読めるのではないかなと思うんです。

もう1つは、それは今のパテント発送についての話ですけれども、例えば弊所は去年までは弁理士が6人ぐらいいたのかな、今年はもう半分独立してしまいましたのでいませんけれども、去年は、業務法人でもあるし、弁理士6人でしょう、これが6冊、7冊くるわけですよ。もうポストがいっぱいで入らないくらいになっていて、それを例えば複数の弁理士のいるところ

には 1 冊だけにするとか、あるいは、今、名簿でやっていますように、データ化とそれからプリント版のと両方用意して、希望に応じてプリント版のものをあげるとかというような形にさせていただけるとありがたいなと思うのですけれども。金額的にそちらのほうが安くなるんじゃないかなという気がするんですけれどもね。

稲岡 それはね。

三澤 安くならない？

稲岡 弁理士会費 1 万 5 千円の中に、そのパテント誌のお金が予算取りしてあるので、複数弁理士だから、あるいは業務法人になったから 1 冊だけというのはできないんですよ。

三澤 そうなんだ。もう大変ですよ。ポストが、どさっとなっちゃってね。

中村 実際、電子書籍化みたいな要望は非常に多いと思うので、考えてもいいのかもしれない。

石原 電子書籍化すると、誰も読まなくなるのではないかというのが心配で、その話が出てもし立ち消えになってしまうんですね。やはり紙でないと誰も見ないと。ただでさえ見ないのに、電子化したら誰も見ないと、積極的にアクセスはしないみたいな、そういう懸念みたいのがあって。

稲岡 そうですよ。引用したり、仕事で参考にしようとするときは、冊子になったものをコピーしますものね。

中村 余っている場合には、社内弁理士がいない企業や、知財協に入られていない企業の方に差し上げていただいても、十分有効に活用できるかと思います。

神谷 服部先生、これまでの各先生の今のパテント誌に求めるものを受けて、1 年間つくってきていろいろご苦労もあったかと思いますが、いかがですか？

服部 非常にいい意見をいただきまして、今後の編集に役立てたいと思います。特に、三澤先生の、1 カ月以内に載せませんかという話は、運用としては、要望があれば早めに載せるというのはやっているのですけれども、やはりこちらからも積極的に、これは早く載せるべきだから 1 カ月で載せます、と言ってもいいかなと思いますので、ぜひ次年度の議題に上げてみたいです。これだけインターネットが進んで情報があふれてくる時代なので、ぜひやっていきたい運用だと思います。ありがとうございます。

稲岡先生の、その弁護士の記事が多くなってという

話なのですけれども。

稲岡 個人的な意見ですけれども。

服部 やはりそういう批判もいただいています。ただ、開かれたパテント誌という形ではないですけれども、やはりいろいろな方から記事をいただいて、その中でいい記事を書きたいという意味もありますし、ぜひそのいい記事と言うか、弁護士さんから出てきた記事、またはほかの教授などから出てきた記事を書いて、それを読んだ弁理士が、やはり私たちももっと上のレベルの記事を書かないとだめだな、とっていただきたいなというふうにも思っているんですね。

なので、まさにおっしゃるとおりだと思いますので、弁護士からの記事を別に載せないという形ではなくて、相撲業界と同じように、外からも声を入れて上を目指すという方向に進めばいいなと考えています。

三澤 ちりばめればいい。だから、その号に弁護士だけの記事が 4 つも 5 つも載っていたらまずいけれども、1 つぐらいちょこちょこ載ってくるという意味だったらいいわけでしょう。そうじゃないの？

稲岡 おっしゃるとおりなのですが。ただ、権利範囲に属するとか属さないとか、無効だとか無効でないとか、その本論のところ弁護士さんに教を乞うているような論文記事を書いているのは、弁理士のスタンスとして、負けたくないという気持ちになります。

三澤 プライドを傷つけられていないかってことね。

稲岡 うん。いい投稿をしてもらいたい。

中村 弁理士は比較的奥ゆかしい方が多いですね。

三澤 そう、控えめだよ。

中村 他の弁理士が代理した事件を批判的に論評しない方が多いので、事件の解説は弁護士の方が投稿することが多い気がします。

服部 何でもかんでもというのはちょっとやはり問題があるので、例えば弁護士さんだけではなくて裁判官の記事というのが出ましたと言えば、それは載せましようかとか、そういう形で選択はさせてもらっています。

6. これからのパテント誌に期待すること

神谷 最後に、これからのパテント誌がどういう存在であってほしいか？ということについて、時間が来ているのですけれども、一言ずつ、短いコメントで構わないので頂けますか。これからの 70 年、パテント誌がもっともっと発展していくためのエールではないの

ですけれども。では、三澤先生から。

三澤 それはやはり情報提供だけではなくて、先程、服部先生からもご指摘がありました。これからどういふ仕事の方向性を考えていくべきだとかいうような、今後 10 年間の弁理士の仕事のあり方みたいなのを示唆してくれるような記事が入ってくるといいなと思っています。

神谷 なるほど。ありがとうございます。

稲岡先生、どうですか。パテント誌はこれからどういふ存在であってほしいですか。

稲岡 送られてきたら、目次を見て巻頭言は読んで、週刊誌を繰るような感じで中をばらばらっと見て、ああ、今月号はおもしろそうだね、と思って興味を持ってもらえるような、そういう雑誌であってほしいと思います。

そういう意味では、目次と冒頭の会長、副会長の記事が大事ですね。

三澤 今月の言葉みたいなやつね。

稲岡 はい。どういう方向で我々の業界は動いていたり、今後どういふふうになっていくのかなというのが読めるような雑誌であってほしいですね。ライバル誌は何誌かありますが、パテント誌がおもしろいね、と言えるのが良い。

神谷 では、海田先生に、パテント誌は、今後どういふ存在であってほしいとか、こうなってほしいとかありますか？

海田 何か漠然としているのですけれども、パテント誌にはいろいろな人がアクセスしていて、これを通じて、あ、弁理士ってこういう人たちなんだとか、弁理士会ってどんなことを考えているのかっていうのが、多分子供からベテランの人まで、いっぱい見ている。やはり注目を受けているところなので、そういう幅広い、多様な人が見ているというのを意識して編集することも必要なのかなと思っています。

パテント編集って、やはり時の会長とか役員会の意向もありながら、大きな方向性が決まってやらざるを得ないと思うので、そこはもちろんベースとしてあるんでしょうけれども、いろいろな人が見ているというのを意識して常にやっていかないと、そこが大事なところなのかなと。それによって、多分、ある記事によってその人の考えが、例えばその子供の進路が変わるかもしれないみたいな影響って、やはりあると思うんですよね。現に、私の息子を裁判所見学に連れて

いったら、やはりあるところを見て、自分はこの職業の方向に行きたいみたいな考えを持ったりしていたので、やはりそういう影響力のあるものだと思うんですよ。逆に影響力を持ち続けたいいけないと。弁理士ってすごんだっていうようなものの、1つのアイテムですかね、というふうにあってほしいなと、僕ら弁理士全員が一緒にかかわって努力しなければいけないでしょうけれども、パテント誌が社会に対して大きな影響力を持つという、そういう存在であってほしいなと思います。

神谷 ありがとうございます。

中村先生、いかがですか。パテント誌は、今後どういふ存在であってほしいとか、こうなってほしいとかありますか？

中村 最近のパテント誌は、「ティーブレイク」、「知恵の話」、「私の目指す弁理士像」のように、弁理士の日々の生活が反映されたコラムが少なくなっています。今は弁理士にとって冬の時代ですが、若手弁理士の方に「仕事は楽しい」ということをわかってもらえるコラムが増えてもいいかなと思います。

神谷 もっと弁理士を身近に感じるような存在であってほしいということですね。ありがとうございます。

最後に、服部先生、いかがでしょうか。パテント誌は今後こうなってほしい。

服部 まさに皆さんがおっしゃっているとおりなこと、これをこれから実現していかなければいけないという気持ちでいっぱいなのですけれども、今、論文の品質を高めるということもやってきたのですが、やはり読んでいただけるようなものをつくらなければいけないということが、今日よくわかったような気がします。

その中で、歴代の先生方の話をお聞きしていると、自分たちでこういう記事を集めてきた、こんなものを集めてきたということをやっていたらよかった。今は、論文をいただけるようになり受け身になっているので、もう少し積極的に、特定の先生にこういう記事書いてください、というのを特集以外でもやっていいのかなと思います。そうすればバラエティーに富んだ記事が集まってくるかなという気がしています。内容的にも、お金を出してでも買いたいなと思わせるようなことを我々もやっていかなければいけないなと思います。

神谷 ありがとうございます。

弁理士会の会員の方々、他の読者の方々が今日の座談会の記事を読んでいただいて、パテント誌をもっと

もっと注目していただければ幸いです。

今日は皆様、長時間ありがとうございました。



座談会 集合写真